

東京都環境審議会企画政策部会（第47回） 速記録

（午前10時00分開会）

○三浦環境政策課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第47回「企画政策部会」を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。事務局を務めております、環境局総務部環境政策課長、三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、部会の定足数の確認をいたします。ただいま御出席の委員は10名でございます。部会委員総数15名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることを御報告いたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の企画政策部会は、ウェブ会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言いただく際にはビデオ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりです。事前にデータ送付をさせていただいておりますが、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。

それでは、これからの議事につきまして、高村部会長にお願いしたいと存じます。

高村部会長、よろしくお願いいたします。

○高村部会長 おはようございます。

それでは、早速ですけれども、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、事務局から資料1の御説明をお願いしたいと思います。その後、続けて、本日のテーマでございますけれども、自然環境について、事務局から資料の御説明をお願いしたいと思います。事務局の御説明が終わった後、まとめて委員の先生方の御発言、御審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○三浦環境政策課長 事務局から御説明いたします。

まず、資料1にて、前回1月21日の「企画政策部会」、大気・化学物質等の審議においていただきました主な御意見について御説明いたします。

全般的な御意見といたしまして、これまでも部門ごとの議論で御意見をいただいているところでございますが、気候変動対策、大気汚染対策、生物多様性への対策など、一つの施策

がその他の環境に影響を与えることがあるため、様々な施策の相互連関を考えることが重要。それから、全てを規制で解決しようとするのではなく、消費者が生産に対して責任を持つという仕組みの構築が重要。それから、事業者との対話により実態に伴った取組の強化を、あるいはインセンティブ策、コスト策等の検討をとといった御意見。大気環境、アスベスト等の継続的な情報発信について。ネイチャー・ポジティブへの貢献の観点からのデータ開示など。それから、都や区市の人材の充実に係る取組などについて御意見をいただいております。

次に、大気環境につきましては、タイヤダストやブレーキダストから発生するPM2.5の課題への対応について。オゾンやPMの大気汚染対策だけではなくて、気候変動の観点からの取組の重要性。あるいは、都の気候変動対策のシナリオが大気環境へ与える影響への視点。そして、PM2.5の目標については、本来、PM2.5の目標値は、その地域住民の健康に影響を及ぼさないことを目的に設定するものである。特定の地域で突出した値が出ないように最低限注意することは考えてもよいのではないかとといった御意見をいただいております。また、PM2.5やオキシダント対策に当たっては、従来、VOCの発生源と考えられていない未知の発生源にも注目していく必要があるとといった御意見をいただいております。

アスベストにつきましては、災害時を考慮したアスベスト含有建材の使用状況の居住者への周知や、災害時のマニュアル整備についての御意見。それから、アスベスト含有建築物の改修あるいは解体時だけではなく、ストックとしてある建物からの飛散の防止により都民を守るということについて、それを反映するような目標の検討などについて御意見をいただいております。

次に、騒音・振動につきましては、生活環境関係につきまして、建設事業者の自主的な取組の必要性、そして周辺住民とのコミュニケーションを取ることの重要性についての御意見。防御し難い生活騒音は、厳しいゾーニングや小さい空間で騒音を防御できるような施策。建築物の二重窓等を含む断熱改修は、気候変動対策とともに騒音対策にも効果を及ぼし得るといった視点。また、太陽光パネルのパワコンからの音やドローンによる騒音の影響等について。あるいは、ヨーロッパでは研究が進んでいる騒音と健康影響の観点。あるいは、生活環境の保全と健康影響についての御意見をいただいております。

化学物質につきましては、今は安全で多用されている化学物質でも、今後、健康被害等の問題が生じる可能性もあるため、様々な物質に対して感受性を強く持ち、早い段階で予見しておくことが大事。

土壌汚染については、多くの事業者にも土壌の3Rを理解してもらい、掘削除去偏重の風潮を是正し、資源の有効活用をしていただきたいと思いますといった御意見をいただいております。

水環境についてです。地下水について、保全だけでなく、適切な利用という観点。災害時の湧水の利用など、水環境という枠の中で多方面の問題を解決できるような対策について。生物多様性の保全の観点からの干潟生態系の保全とその活用の視点や、水質に関する生物モニタリングの活用。災害が発生したときに土壌や水環境に与える影響の観点からの対策。東京湾のCODの問題に関する他自治体との連携について。さらに、水環境保全かつ省エネの視点から、IT化やそれを支えるデータ集積の重要性などの御意見をいただいております。

こうした御意見も踏まえて、今後も議論を進めていただければと思っております。

続きまして、資料2について御説明いたします。

自然環境分野における環境基本計画における目標の達成状況及び取組の状況でございます。こちらは、現在の環境基本計画の目標をベースにして、その達成状況と取組を記載してございます。この後、議論の参考にとということでお示ししますので、簡単に御紹介したいと思います。

例えば、こちらのスライド2を御覧いただくと、No.3の目標、保全地域の新規指定とございますけれども、2050年までに2019年度から約100ヘクタール拡大するという目標を掲げております。今年度の取組が下にございますけれども、3項目めにあるとおり、東京都自然環境保全審議会に保全地域の保全・活用プランの策定を諮問し、審議を開始しているところでございます。

また、こちらは森林再生事業の状況、それからこちらが保全地域での取組について記載してございます。

あるいは、伊豆大島での外来生物であるキョンの捕獲についての取組。

それから、この後御説明させていただきますけれども、生物多様性地域戦略の改定の状況についてもお示ししてございます。

また、自然公園については、自然公園ビジョンを策定しておりまして、これに基づく取組を進めてございます。

また、自然遺産の小笠原での取組なども記載してございます。

最後になりますけれども、東京都レッドリスト（本土部）2020年版の公表について記載してございます。現在、一番下、今後の取組のところに記載がございまして、島嶼部のレッドリスト作成に向けた調査検討を今年度より実施しているところでございます。こちら

も本日の審議の参考に御覧いただければと思います。

資料2までの説明を私からいたしました。

この後、資料3からは、担当の課長の青山からさせていただきたいと存じます。

○青山緑施策推進担当課長 自然環境部緑施策推進担当課長の青山でございます。

資料3につきましては、私から御説明させていただきます。

まず最初に、地域戦略の改定の概要について御説明したいと思います。

こちらは8月20日の本部会でも簡単に御説明を差し上げたところでございますけれども、生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づきます行政計画でございます。東京都におきましては、2012年5月に策定いたしました「緑施策の新展開」、これが現行の地域戦略に該当いたします。

「緑施策の新展開」でございますが、名称のとおり、緑施策中心の整理となっております。今後につきましては、生物多様性中心の総合的な戦略に改定するため、2019年12月、本環境審議会とは別の諮問機関でございます東京都自然環境保全審議会に諮問いたしまして、ここで改定に向けた検討を開始してございます。途中、新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止した期間がございましたが、昨年2021年8月には、生物多様性地域戦略改定ゼロドラフトを公表いたしまして、併せて東京の将来像などに関する意見募集を実施してございます。

現在、東京都自然環境保全審議会に設置しております生物多様性地域戦略改定検討会におきまして引き続き検討を進めているところでございまして、本日は8月20日に御紹介できませんでしたゼロドラフトの本文及び都民等から御提出いただいた意見の一部についても御説明させていただきます。

資料5にゼロドラフトのリンクが張られておりますので、画面でも共有いたします。

こちらが生物多様性地域戦略のゼロドラフトでございます。

このゼロドラフトは、意見募集の素材といたしまして、意見の参考にできますよう、東京における生物多様性の現状と課題、目指すべき将来像の案などを都民からの意見募集に合わせ公表したものでございまして、あらゆる関係者や年代の皆様に御覧いただくことを目的に、情報量を絞り込み、図やイラストを多く使用するなど、可能な限り分かりやすい表現で策定いたしております。

初めに、目次を御覧いただきたいと思います。

全体は4章の構成となっております。第1章が生物多様性に関する基礎的な事項、第2章が東京における生物多様性の現状と課題、第3章が東京の将来像（案）、第4章が将来像実現

に向けた基本戦略（案）ということになってございます。本日はこのゼロドラフトのポイントを中心に御説明したいと思います。

まず初めに、第1章の生物多様性とはですが、急速に失われる地球上の生物多様性の危機を紹介してございますけれども、その後、3つのレベルの生物多様性など、生物多様性の概念、次に生物多様性の恵み（生態系サービス）、また生物多様性の4つの危機に関する説明。次からは、生物多様性に関する最近の動向といたしまして、生物多様性に関する国際的な議論でありますとかSDGs、ESG投資に代表される企業活動の変化、国でありますとか東京都の動向、ポストコロナ社会と生物多様性の関係に関して説明しています。

この中で、4ページの生態系サービスのところを御説明したいと思います。

まず、供給サービスでございます。こちらは、食料や木材など、日々の暮らしに必要な資源を供給する機能と言われております。

次の調整サービスでございますけれども、こちらは、気候の調整でありますとか大雨被害の軽減など、健康で安全に生活するために必要な環境を調整するサービスと言われております。

次の文化的サービスです。こちらは、自然環境から得られる芸術的・文化的インスピレーション、教育的効果など、人間が自然に触れることで生じる心理的効果でありますとか、人間が自然に触れる機会をもたらし機能を文化的サービスと呼んでございます。

一番下にございます基盤サービスですが、こちらは、光合成による酸素の生成でありますとか土壌の形成など、人間を含めた全ての生命の生存基盤ということで、上に乗っかっております生物多様性の他の生態系サービスを支える機能ということで整理をされております。

この4つの生態系サービスでございますが、我々の生活に欠かせないものでございまして、世界的大都市である東京は、都内のみならず国内外の生物多様性の恵み、生態系サービスに頼っているということを記載してございます。

続きまして、第2章です。東京における生物多様性の現状でございます。

まず、1番目の東京における生物多様性の恵みといたしまして、先ほど御説明した4つの生態系サービスごとに具体的な事例を示した説明としております。ここでは、都内から受けるサービスと都外から受けるサービスに分けて整理してございまして、例えば御覧いただいているページが供給サービスになりますけれども、都内からの恵みといたしましては、東京の地域ブランドとなっている都内産の農産物、林産物、畜産物、これだけではなくて、右側の図にございましており、水道原水の供給を受けているということ。

また、次のページになりますが、都外からの恵みということで、ここでは、東京の食料自給率も紹介しながら、真ん中のイメージ図にもありますとおり、食料や木材などの供給を受けていることを記載してございます。

次の17ページが調整サービスでございまして、こちらは、都内の恵みといたしまして、森林や緑地、干潟などの機能について解説しているとともに、こうした自然の機能を活用したグリーンインフラですとかEco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) 、こちらについても説明する内容としてございます。

また、都外からの恵みといたしましては、多摩川上流の水道水源林や、発生する二酸化炭素の吸収源となる森林であるとか海洋、また農産物の生産に欠かせない花粉を媒介する昆虫についての説明を入れております。

24ページでございます。こちらが2つ目といたしまして、東京における生物多様性の特徴でございまして、ここでは、東京の地理的・気候的な特徴、低地や台地、丘陵地、こうした東京の地形的な特徴を示してございます。

次のページが、天然林でありますとか屋敷林、企業緑地など、都内における多様な生態系を写真で紹介しております。

次のページが都内の絶滅種の状況。

その次のページからは、小笠原の世界自然遺産でありますとか、ラムサール条約湿地であります葛西海浜公園などの国際的に認められた東京の生物多様性の価値を記載してございます。

また、こちらは、東京の地名のついた生き物でございましてとか、国の法規制である原生自然環境保全地域、国立公園などで指定されました重要な地域が都内に数多くございますので、こちらを図示しながら説明した内容となっております。

地形区分のところを御説明したいと思うんですが、こちらは5つの地形区分とその特徴ということで整理してございますが、都内には、山地、丘陵地、緑の部分、台地、オレンジの部分、ブルーの低地のほか、伊豆諸島という地形区分に区分されてございまして、また概要にはなるのですが、それぞれ囲みの中に地形の成り立ちでありますとか生態系の特徴を記載してございます。

次の26ページでございましてけれども、東京には多様な自然がございまして、山地の緑だけではなく、屋敷林、社寺林、崖線、また市街地にも都市公園や企業緑地、街路樹など様々な生態系があるということを紹介してございます。

次、36ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが人が生物多様性に及ぼす影響でございまして、生物多様性には第1から第4の危機があるとされてございまして、それぞれ東京における現状についての説明をさせていただきます。

今御覧いただいております第1の危機でございまして、開発など人間活動による影響ということになります。高度経済成長期に顕著でもありました都内の開発による森林、農地の減少や大気汚染、水質汚濁による生活環境の悪化だけでなく、都民や企業の消費・調達による世界の生物多様性へ影響を及ぼしていること。こちらは、世界、海外への影響の部分です。

第2の危機になりますけれども、これは自然に対する働きかけの縮小による影響という整理になってございまして、薪炭林でありました雑木林の管理放棄が進み、生態系が変化しまして、そこに生息・生育していた動植物が減少したこと。また、狩猟者の減少などにより、シカなど野生動物が増加し、農作物や樹木の食害など様々な影響が出ていることを記載しております。

次が第3の危機、これは人間により持ち込まれたものによる影響ということでございまして、ペットとして持ち込まれたアライグマなどの野生化や、ヒアリなど輸入資材とともに都内に侵入してきた外来生物。あとは、プラスチックごみの水域への流出などによって生態系に影響を及ぼすおそれがあるということを説明してございます。

第4の危機が地球環境の変化による影響でございまして、気温上昇に伴う生物の絶滅リスクなど、生態系への影響だけでなく、農作物生産量や漁獲量の減少など、生態系サービスの影響といった地球環境の変化による影響について説明する内容となっております。

続きまして、第3章を御覧いただきたいと思います。

第3章は、東京の将来像（案）でございまして、まず基本理念の考え方をお示ししてございまして、その後に将来像の考え方、その次が地形ごとの将来像ということで記載してございます。

まず、基本理念の考え方でございます。

東京は、世界の中でも極めて人口密度の高い都市でありながら、豊かな自然が残っていること、その価値を再認識する必要性に触れた上で、自然は人間が制御することができない、畏敬の念を持って接すべき存在という視点。また、ポスト2020生物多様性枠組でも採用される予定である、自然との共生という視点。また、自然は私たちの暮らしをより豊かにしてくれる源であるという視点。また、将来にわたり生物多様性の恵みを受け続けられるようにし

ていかなければならないといった視点。もう一つ、それは都内だけでなく、地球規模の持続可能性にも配慮しなければいけないという視点。こういった視点を踏まえまして、こちらの写真の上に文字として載せておりますけれども、こういった基本理念（案）を提示してございます。

次の46ページが2050年東京の将来像の考え方でございまして、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることができるとした先ほどの基本理念（案）を踏まえまして、4つの生態系サービスごとにそれぞれ目指すべき将来像を提示してございます。

左上の基盤サービスにつきましては、豊かな自然があふれ生きものと共生する都市としまして、都市の中で生態系に配慮した緑地があふれているなど、自然と共生する生活空間や職場環境が実現しているといった姿を描いてございます。

その右側の供給サービスでは、都内外の自然資源を持続的に利用する都市としまして、都内の農畜産物などの地産地消や都外からの食料品・材料購入などへの配慮、例えばですけれども、エコラベル商品の購入を通じて持続可能で環境負荷の低い経済活動が成立しているという姿を描いてございます。

下の段の左側、文化的サービスでは、自然の恵みにより生活を豊かにする都市としまして、生活に癒しや潤いをもたらす屋外空間や、自然体験活動や保全活動の場、観光資源などとして自然が持続的に利用され、生活を豊かにするものとして東京の自然の価値が見直されているといった姿を描いてございます。

最後、右側でございましてけれども、調整サービスでは、自然の機能が発揮されたレジリエントな都市としまして、緑地によるヒートアイランド現象の緩和や、雨水浸透、雨水貯留による洪水被害軽減など、自然が有する機能が十分発揮された都市づくりが進んでいるという姿を描いてございます。

次の47ページが東京における地形区分ごとの将来像でございまして、先ほど説明しました生態系サービスごとの将来像では、生物多様性と生活とのつながりでありますとか身近な行動にどうつなげればよいのかといったことがなかなか都民に伝わりづらいかなと考えてございまして、5つの地形区分ごとにイラストを作成して、できるだけ都民が具体的なイメージを持てるように作成してございます。

地形区分ごとの将来像は、左右見開きで御覧いただく前提で作成してございまして、左のページにイラストがありまして、右ページに主な課題と将来像を写真と併せて見ていただけるような仕組みとしてございます。



全体の枚数が多くなりますので、今日は特に、都内の豊かな自然が残されております丘陵地の説明をさせていただきたいと思います。

50ページになりますが、こちらが丘陵地の将来像のイラストになります。

東京の丘陵地を南から北に眺めた向きでイメージしていただければと思いますけれども、東京の特徴的な5つの丘陵地が分かりますように、南の多摩丘陵から北の狭山丘陵が分かるイメージとしてございます。こちらのイラストは、丘陵地の特徴である谷戸などの自然環境や、暮らしや学びが自然の中にある状況を表現してございます。また、丘陵地周辺の河川につきましても、このイラストに合わせて表現してございます。このイラストの周りに四角い吹き出しがございますけれども、谷戸環境が持つ様々な価値を示すほか、市街地に比較的近いエリアにおける保全活動と自然体験、またポストコロナで需要が増しているリモートワークなどを盛り込んでおります。

次のページがイラストと対になっております、丘陵地の主な課題と将来像でございます。各地形区分の特徴を捉えた事項につきまして、あらかじめそれぞれの課題と将来像を整理した上で、事項ごとに写真を使いまして簡潔な文章で分かりやすくまとめたものでございます。

例えば、右上を御覧いただきますと、里地里山環境の保全という事項がございますが、主な課題といたしまして、人の手が入ることで維持されてきた谷戸田などが管理されなくなったことで、里地里山特有の自然環境が消失するということを掲げまして、その将来像といたしましては、多様な主体による保全・再生活動の活発化、農業体験など農地として新しい需要拡大などが進むことで里山環境が回復するという将来像を設定してございます。

最後になりますけれども、第4章でございます。

将来像の実現に向けた基本戦略（案）になりますけれども、ここでは、基本戦略の考え方、基本戦略ごとの取組体系、様々な主体による連携・協働に関する記載をしてございます。

まず、最初の60ページ、これが基本戦略の考え方でございまして、様々な主体が取り組むための基本戦略（案）としまして3本の柱を提示してございます。

基本戦略1が、生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ。基本戦略2が、生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす。基本戦略3が、生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動に変えるとしております。要約しますと、1が保全と回復、2が生物多様性の持続的な利用、

3が理解と行動変容、いわゆる主流化に関する戦略ということでございます。

次に、基本戦略ごとの取組体系でございますけれども、今、大きな柱であります基本戦略1から3にそれぞれぶら下がる取組体系を各3つほどお示ししてございます。

御覧いただいております基本戦略1では、自然環境の保全と回復、野生鳥獣の保護管理と希少種・外来種対策、開発時における生物多様性の配慮・向上というものを設定してございます。それぞれの項目には、保全地域の拡大でありますとか希少種の保護など、東京都における具体的な取組を幾つか例示を出してございます。

次は、基本戦略2でございます。こちらは、東京産の恵みを利用する、防災・減災等につながる自然の機能の活用、快適で楽しい生活につながる自然の利用ということで、この取組体系は、3つの生態系サービスが都民生活の向上につながるという事項でございます。まさにこれまで様々な御意見をいただいておりますNbSの取組そのものと言うことができるかと思えます。

次、基本戦略3でございますが、こちらでは、生物多様性に関する情報の発信、人材育成と自然環境教育、地球環境に配慮した行動変容を取組の体系としてございます。

最後になりますけれども、様々な主体による連携・協働という記載を入れてございまして、東京の将来像実現のためには様々な主体が連携・協働しながら取組を推進していく必要があるということで、各主体が連携・協働、情報共有でつながっている姿を図で示してございます。吹き出しにつきましては、各主体の取組の事例を示したものとなっております。

次のページ以降は資料編となっておりますので、後ほどお時間があるときに御覧いただければと思えます。

ゼロドラフトの説明については以上となります。

続きまして、先ほどの意見募集をしました結果につきまして、その抜粋を御紹介したいと思います。

資料4でございます。

意見募集につきましては、8月5日から10月10日までの約2か月間、各主体が描く東京の将来像、将来像実現に向けて各主体が進める取組の2つのテーマについて実施してございます。

意見の総数といたしましては、企業、NPO、NGO、教育・研究機関などの団体からは31件、個人からは88件、合計119件の御意見を頂戴してございます。

こちらは先ほど御説明したゼロドラフトの構成でございますけれども、第3章の東京の将

来像と第4章について、今回、意見募集を行ったものでございます。

今日は、都民から頂戴した御意見のうち、特に基本戦略2と基本戦略3の将来像の実現に向けて進める取組に対する御意見の一部を簡単に御紹介したいと思います。

こちらが基本戦略2、生物多様性の持続的な利用に関する、団体からの御意見ということでございます。

行政の取組に対する御意見としては、各地域で自然資源が都内で循環する施策の推進など。都民の取組といたしましては、里山活動に参加して、発生材を薪ストーブで活用するなど。次が事業者の取組でございますが、敷地内に雨水浸透などグリーンインフラとして機能する緑地を創出するといった御意見。民間団体の取組といたしましては、地権者と緑地を活用したい都民をマッチングすることで緑地を活用すること。教育・研究機関の取組といたしましては、大学施設に設置されたビオトープを地域住民に開放するなどの御意見がございました。

次が基本戦略2に関する個人からの御意見でございます。

これは生態系サービスごとに御意見を整理したのになりますけれども、一番上の東京産の恵みの利用という項目に関しましては、地産地消の実践でありますとか、自ら野菜を作って消費するなどの御意見。防災・減災につながる自然機能の活用に関する取組につきましては、自宅に雨水浸透ますを設置するなど雨水浸透に貢献する。快適で楽しい生活につながる自然の利用に関する取組としましては、自然を使った遊び場の環境づくりを応援することなどの御意見がございました。

次のページが基本戦略3、生物多様性の価値の認識、行動変容に関する、団体からの御意見になります。

行政の取組といたしましては、エコロジカルフットプリントについて正しく普及啓発する。都民の取組といたしましては、旅先や郊外での仕事を行う際にも生物多様性に配慮して行動する。事業者の取組では、サプライチェーンにおいて生物多様性への影響回避、最小化する。民間団体の取組では、身近な物事と生物多様性を絡めたイベントを開催するといった御意見。教育・研究機関の取組では、幼稚園・保育園での自然体験活動、小中学校での学習体験をするといった御意見がございました。

次のスライドが個人からの御意見になります。

生物多様性に関する普及啓発では、日常生活やインターネットを通じて生物多様性の価値を発信するといった御意見。人材育成と環境教育の促進に関する取組に対しては、子供が身

近な自然に触れられる環境づくりといった御意見。都内だけでなく地球環境に配慮・貢献する行動変容に関する取組につきましては、使い捨て資源の削減、認証ラベルのある自然に優しい商品となるべく購入するなどの御意見を頂戴してございます。

資料4につきましては、説明は以上となります。

続けて、資料3にお戻りさせていただきたいと思います。

ここからは、改めて、本日御議論いただきたい内容につきまして説明させていただきます。

今御覧いただいているスライドが本日の議事内容でございます。

本日は自然環境分野について御議論いただきますが、生物多様性地域戦略につきましては、先ほど御説明したとおり、別途、自然環境保全審議会でも目標や施策の方向性について検討が進められるところでございます。上段右の青い囲みに記載しましたとおり、環境審議会では、これまでもNbSや行動変容に関する御意見を多く頂戴しておりましたので、本日は生物多様性の関連で、NbS、行動変容についての御意見を中心に伺いたいと考えてございます。先ほど御説明しましたゼロドラフトに関する御意見もあれば結構でございます。

その後、本日いただいた御意見につきましては、今後の整理の方向性にもございますとおり、環境基本計画及び生物多様性地域戦略の両方に反映できますよう整理させていただきたいと考えてございます。

次のスライドからは、先ほど御説明いたしましたゼロドラフトと、これまで環境審議会企画政策部会の中で頂戴した御意見との関係を整理した内容となっております。

今御覧いただいているスライドが、ゼロドラフト第3章の東京の将来像の考え方のページでございます。この中で、右上の赤で囲いました供給サービスに関する将来像は、都外への配慮に関する事項として掲載してございます。都内外の自然資源を持続的に利用する都市としまして、都内の農畜産物などの地産地消だけでなく、都外からの食料品・材料購入に当たり、持続可能で環境負荷の低い経済活動が成立しているといった姿を将来像として描いているところがございます。

次のページがゼロドラフト第4章の将来像の実現に向けた基本戦略（案）のページになりますけれども、ここで掲げました3本の柱のうち、基本戦略1につきましては、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図るといたしまして、都内の生物多様性保全をしっかりと進めていくことを念頭としてございます。また、次の基本戦略2では、先ほど御説明したとおり、NbSに関する取組を、またその下

の基本戦略3では、行動変容に関する取組を想定してございます。

次のスライド6になります。先ほど御説明いたしました基本戦略ごとの取組体系のうち、基本戦略1の内容になります。具体的な取組例としては、保全地域の指定拡大、希少種の保護などを提示してございます。

同様に、次が基本戦略2の取組体系でございます。この中で、(2)防災・減災等につながる自然の機能の活用に記載しました雨水浸透・雨水貯留は、NbSの分かりやすい取組例ということで記載してございます。

次のスライドが基本戦略3の内容となります。こちらの(3)には、都内だけでなく地球環境に配慮・貢献する行動変容ということで、自然環境に配慮した商品選択、食品ロス削減等、世界の生態系への負荷軽減などを取組例として掲載してございます。

次が、これまで御説明した生態系サービスごとの将来像と今の基本戦略の関係を簡単な図でお示したのになります。

左側の下段、黄色の囲みが基本戦略1でございまして、こちらが基盤サービスに対応する取組。その上段、緑の囲みが基本戦略2ということで、供給サービス、調整サービス、文化的サービスに対応する取組ということで整理してございます。こちらは、基本的には都内における取組を想定したものでございます。

右側の青字で書かれているものが基本戦略3、行動変容に関する取組ということでございますが、こちらは、都内、都外、両方の取組を想定した整備としてございます。

次のページは参考で御提示するんですが、現在検討が進められております次期国家戦略の策定に向けた基本的な考え方でございます。こちらの資料は中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会からの引用になりますが、戦略策定方針における基本的な考え方の中で、NbSの重視でありますとか社会経済活動への生物多様性の主流化に関する行動を示すということが記載されてございます。

次のスライド10です。こちらは生物多様性損失の直接要因と間接要因に関する資料となつてございまして、IPBESの報告書からの引用でございまして、真ん中の棒グラフが気候変動や侵略的外来種といった生物多様性に関する直接要因を示してございまして、その左側に記載しておりますとおり、直接要因の背後には、人口と社会文化、経済と技術などの間接要因がございまして、これに影響を与えております価値観と行動の変革が不可欠であるということが示されてございます。

次のページは、NbSのグローバルスタンダードといたしまして、IUCN（国際自然保護連

合)がNbSの定義づけをしてございます。IUCNでは、NbSを気候変動や社会的課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献するものとしてございまして、この基準の中にも記載がございしますが、生物多様性に純便益をもたらすものと定義してございます。

次のページからが生物多様性と気候変動の連関に関する御説明になります。御覧いただいている資料は、環境省が主催しました次期国家戦略研究会の資料からの引用でございまして、気候変動は生物多様性損失の直接要因の一つであるが、生物多様性は生態系サービスを通じて気候変動の対応に貢献可能という内容がこちらの図で示しているものになってございまして、この図を御覧いただきますと、オレンジの線がネガティブな影響になってございまして、青色の線がポジティブな影響という表し方をしてございます。

次の資料は、IPBES-IPSS合同ワークショップ報告書からの引用になります。こちらの資料は、8月20日に開催しました企画政策部会の中で、東京大学の橋本禪先生のほうから話題提供をいただいた内容となっております。地球温暖化の制御と生物多様性の保護は相互に依存する目標であり、生態系の保護など多くの対策が気候緩和・適応及び生物多様性目標に向けたコベネフィットを生むとされておりまして、右の図で分かりやすく示されているものになってございまして、この図の中の白の矢印が貢献でありまして、青の矢印が脅威を表しております。三角形の頂点に生物多様性が置かれてございまして、適応と緩和で気候変動に貢献するという矢印になってございまして、逆に、気候変動側から御覧いただきますと、生物多様性に対しては脅威という矢印となっております。右下には、良質の生活との関係という事項が置かれておりまして、生物多様性と気候変動の関係性を同じような矢印で示した内容となっております。

次の14枚目の資料は、ただいま御説明した三角形から生物多様性と気候変動の関係を抜き出しまして、具体例を含めて整理した図としてございまして、左側の生物多様性から見た場合でございまして、森林や緑地などの自然環境は、災害調節機能などの生態系サービスを通じて、気候変動の適応に貢献する。また、植物の光合成による二酸化炭素の吸収機能によって緩和にも貢献するという整理になります。右側の気候変動側から見た場合、地球温暖化の進行によりまして多くの動植物の絶滅リスクの増加、サンゴ礁消失の可能性など、生物多様性に影響しているといった整理にしてございまして。

次の資料も同じIPBES-IPCC合同ワークショップ報告書からの引用でございまして、橋本先生からお話のあった内容となっております。先ほどと同じ、連関に関する資料ではありませんけれども、こちらは生物多様性の対策と気候変動の対策の連関に関する資料となっております。

す。気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があるといったしまして、真ん中の図を御覧いただきますと、オレンジの線が悪影響を示してございまして、ブルーの線が相乗効果を表しておりますけれども、左側に示された気候変動対策のうち、下段のエネルギーに関する対策を御覧いただきますと、多くの対策が右側にある生態系損失の回避策などに影響を与えることが示されてございます。

次の資料は、ただいま御説明した資料とは逆に、生物多様性の対策から見たケースでございます。生物多様性に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いですが、効果は両方を考慮した対策に劣る可能性があるということで、また図を御覧いただきますと、左側に示されました生物多様性の対策はほとんどが気候変動対策に悪影響を及ぼさないということがお分かりになるかと思えます。

先ほどと同様に、次のページでは、それぞれの対策の連関について、具体例を入れて図で整理してみました。左側の生物多様性対策のほうから見た場合、森林・緑地の保全や緑地の創出は、雨水浸透機能の維持でありますとか雨水浸透域の拡大に貢献いたしまして、気候変動に伴う大雨による浸水被害リスク軽減につながるなど、適応策に貢献する。また、樹林の若返りの促進でありますとか新たな緑地の創出は、植物による二酸化炭素吸収量の拡大につながるなど、緩和策にも貢献をしているということでございます。右側の気候変動対策から見た場合、森林伐採を伴うメガソーラーの設置など自然環境に配慮しない再生可能エネルギー施設の設置、天然林を二酸化炭素吸収率の高い単一の樹種に置き換えることは、生物多様性の損失や劣化にもつながるということを書いてございます。

次の資料は、先日、都庁で開催されましたサプライチェーン環境影響の削減に関する専門家会合で示された資料の引用でございます。生物多様性と気候変動の連関に加えまして、資源の消費を加えた整理となっております。右側の下の三角形を御覧いただきますと、生物多様性と気候変動に資源の大量消費を入れた整理でございまして、一番下の三角形が現状でございます。生物多様性に対しては、農地拡大に伴う森林減少、気候変動に対しては、土地利用の変化による二酸化炭素やエネルギー起源の温室効果ガスの増加などによる影響があるということをごちらの図で示してございます。上段に楕円の囲みがございましてけれども、この現状を将来的な理想として、気候変動であれば+1.5℃、生物多様性であればネイチャー・ポジティブを目指すことで、安定した気候と生態系サービスを持続的に享受し、持続可能な消費・生産につながる、つまり持続可能な消費・生産への移行を図ることが生物多様性保全

や1.5℃目標達成には不可欠であるということを示してございます。

次のページが生物多様性地域戦略に関する今後の予定でございます。

右側に国際的な動向、国の動向を示してございます。昨年10月に生物多様性のCOP15の第一部が開催されてございまして、本年5月に第二部が開催されて、ポスト2020生物多様性枠組が採択される見込みとなっております。国といたしましては、2022年、今年の秋頃を目途に、次期生物多様性国家戦略の閣議決定をする見込みと聞いてございます。

東京都といたしましては、引き続き自然環境保全審議会の中で地域戦略改定の検討を進めまして、東京都環境基本計画との整合を図りながら、今年の冬以降、地域戦略の改定を予定しているということでございます。

最後に、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた施策の方向性の論点について少し御説明いたします。

まず、論点1でございますが、基本戦略2、持続的な利用に関する施策の方向性につきまして、視点としまして3点お示ししてございます。人と自然との関わりが希薄になり、生物多様性が劣化している現状。生物多様性の恵みを利用することで自然の保全・回復につなげることができる可能性。また、様々な社会的課題の解決に貢献することができる可能性。大量の自然資本を都外に依存している中、都内における自然資本についても持続的に利用する責任があるだろうといった視点を掲げております。下には、先ほど御説明したゼロドラフトの基本戦略の中にこういった記載で関係性を掲げているところでございます。

最後、論点2でございます。基本戦略3、理解と行動変容に関する方向性で、こちらは視点としまして4点お示ししてございます。理解促進が進まず、認知度向上が不可欠であること。自然に関わる人材の不足。大量の自然資本を都外に依存していて、地球規模の課題にも対応する必要があるだろうと。価値観の転換を含む社会変革が不可欠であるということで、こちらゼロドラフトの中では囲みにありますような整理をしている状況でございます。

大変長くなりましたが、資料3の説明につきましては以上でございます。

○三浦環境政策課長　ここで、私から少し補足をさせていただきたいと思っております。

生物多様性と気候変動の連関について、今、多く御説明をさせていただきましたが、これまでの部会でも非常に多くの委員の皆様から御意見をいただいていたと考えてございます。まさに本日の論点1、2に関わるところと考えておりますので、東京都がどういった取組を進めていくべきかというところで御意見をいただいきたいと考えてございます。

それから、生物多様性地域戦略につきましては、これまでかなり長い時間をかけて自然環



境分野の専門家の皆さんで自然環境保全審議会で議論をいただいていたところでございます。大きな考え方ですとか目標、施策の方向性はこちらのほうで出ていると考えてございます。

そのような中で、今、環境基本計画、東京都の環境のマスタープランを皆様に御審議いただいているところでございますけれども、他の施策も併せて、全体としてこの内容をどう取り込んでいくのか、あるいは整合させていくのかというところを考えて議論いただくのではないかと考えております。ベースには生物多様性地域戦略がありつつというところで、どういった全体とのバランス、整合を取っていくかということを中心に御議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの事務局の御説明につきまして、これから委員の皆様御審議をいただきたいと思っております。

皆様御存じのとおり、御発言を希望される委員の皆様は、Zoomの挙手機能あるいはチャット機能でお知らせいただければと思っております。

ありがとうございます。それではまず、有村委員、その後、袖野委員、お願いいたします。

○有村委員 非常に充実した御説明、ありがとうございます。有村です。

自然環境に関して多面的な役割というのがますます増えてきているというところが非常によく分かりました。また一方で、東京都の場合は、ある地域に自然がかなり偏在しているということも特徴的なのかなと改めて確認しました。

それから、水質汚染の問題なんかの場合は、他県から負のものが来るというイメージがあったのですが、こちらの場合はむしろ他地域からポジティブなものを東京都は恩恵を受けているという、そういった構造というのも非常によく理解できました。

それで、人材不足という御指摘があったので、私はその点についてだけ一言、個人的な経験に基づいて申し上げたいと思っております。

私も都民で、都内で子育てしているのですが、私自身はもう少し自然がたくさんあったところで育ったので、そういった観点からいいますと、子供を見ていますと、残念ながら自然に対する親しみとかそういったものが非常に欠けていると。親の教育が悪かったのかもしれませんけれども。子供時代に接することが少なかったかなというところはあって、学校の教育でかなりそういった場面を増やしていくということを通じて、中長期的に自然に親

しんで、そういったところに関心を持てるような価値育成というのにも必要になっていくのではないかなとお話を伺って思いました。

非常に大ざっぱな意見ですけれども、以上です。ありがとうございました。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、袖野委員、その後、鈴木委員、竹村委員とお願いいたします。

袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 袖野です。よろしくお願いいたします。

御説明、どうもありがとうございました。非常に美しい写真なども見せていただいて癒されたんですけども、私は4点コメントさせていただきます。

1つ目が、御説明いただいた資料3の8ページ目に、3つの戦略の中で都内と都外という分け方があったんですけども、基本戦略3だけが都外も含まれるような形になっていたんですが、その点が違和感がありまして、自然というと特に境界はないといえますか、水循環を考えても、東京の川というのは山から来ているわけで、水を守るために上流の山も考えて保全していかなければいけないという広い視野が求められると思うので、都内、都外というのをきっぱり分けていいのかなというのがちょっと違和感があります。もう少しグラデーションといえますか、ゼロドラフトのほうも都内、都外と分かれていて、どこをメインに考えているかという観点からは分かりやすいんですけども、もう少し広くスコープは持ったほうがいいのかなと思いました。

それから、12ページ以降で気候変動との連関という御説明をいただいたんですけども、こちらの審議会でも何度も御指摘があるように、生物多様性の持つ機能と気候変動、またそれ以外の社会的な課題とも非常にリンクしているということで、例えば緑一つを取っても、気候変動の緩和にも役に立つし、社会コミュニティに使ってもらうという活用の仕方も考えられるというところで、非常に重要な視点だと思いますので、ゼロドラフトのほうをまだ修正の余地があるのかどうか分からないんですけども、こちらの戦略のほうに他分野との連関についてはもう少し明確に打ち出されたほうがいいのかなと思いました。節か何かで立ててですね。内容を拝見すると、細かく具体的なところに多面的な視点というのは入っていて、そのとおりだと思ったんですけども、視点としてももう少し明確に打ち出したほうがいいのかなと思いました。

3点目は、基本戦略2と3のところで具体的な取組のイメージをお示しいただいていて、非常にそのとおりで、この方向性でぜひ進めていただきたいなと思うんですけども。じゃ

あ、どうやって進めていくのかというところがまだ一般的な書き方になっているので、東京都として実際にどう進めていくのかという政策が見えにくいのかなと思いました。定量的な目標値の設定ですとか、そういった話は基本計画の方でされるのかもしれないんですけども、施策の具体化というのをどのようにお考えになっておられるのかなというのを伺いたいと思います。

最後にですけれども、人材不足というところもあったんですが、基本戦略の中で企業の力の活用というところがもう少しあってもいいのかなと思いました。例えば、丸の内の企業が生物多様性の主流化といいますか、取り組んで、コミュニティの中で大きな役割を果たしているというところもあると思いますし、山に入って里地里山の整備を社員と取り組んでいる企業さんもあると聞いていますので、地域コミュニティだけではなく企業の力も使って東京都として生物多様性を保全していく、取り組んでいくという記載といいますか、考え方があってもいいのかなと思いました。最後のスライドにNGOの方や多様なステークホルダーの話が書かれていましたけれども、基本戦略の中に入っているといいのかなと思いました。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

昨年までゼロドラフトの取りまとめを行っていた立場なので、ここで質問とか指摘はもちろんないんですけども、個人的にアピールしたいこと、その辺についてお話しさせていただきたいと思います。

例えば、東京都の自然公園というのは、自然公園の比率が実は36.5%あるんですね。東京都の土地の中で3分の1以上は自然公園です。これは47都道府県でいうと2位なんですね。もちろん全部所有地というわけではなくて、私有地もあって、線引きで自然公園として決めているわけですけども。そういう意味で、東京の自然というのは、皆さん、都心の23区のことをかなりイメージされちゃうと思うんですけども、東京都全体で見ると、江戸時代から引き継がれた緑も含めて非常に多様で豊かで、また今の管理水準も割と高いほうだと思うんですね。ですから、私としては、東京都の自然環境について非常に危機的な感じを持っているわけではないんですね。

そういう意味で、これからの戦略として、先ほど、具体的な、あるいは数値的な目標というのが明示されていないという御意見があったのはもっともだと思うんですね。対策が非常

に個別的で部分的で偏在する、それから地域特性に応じてやらなきゃいけないんで、どうしてもそういう形になろうかなとは思ってます。

今日申し上げたいのは、まず自然環境の理解というのは実体に即して行う必要があるんですね。どうしても概念とか理念とか知識とかそういうものが先行してしまうんですけども。実体というのは、要するに実際の体と書くほうの実体ですけども。そういう観点からいうと、実は私が一番危機に感じているのは、東京都の自然環境の実態が把握されていないということなんですね。ここでの実態というのは、実際の態度の態なんですけども。定常的とか継続的とか持続的とか、そういう意味で把握されていない、つまり個別的で分散的で断片的、そういう環境情報がいっぱいあるんですね。東京都がまず行政として行動変容しなきゃいけないという中でいうと、自然環境に関する研究、教育、啓蒙ということが非常に大事かなと思います。

ただ、有識者その他の意見をいただいた、資料4の最初の方に、団体からの意見の中に、自然史博物館を設置し、という意見があったんですが、これは私が書いたんじゃないんですけども、この点を今日はアピールしたいなと思って。

実は、東京都には自然史博物館というのがあったんです。2004年までは。2004年に、昨日亡くなられた石原都知事の判断もあって、高尾にあった東京都高尾自然科学博物館というのが閉館になって、八王子市に移管されちゃったんですね。そこには非常に貴重な動植物の標本がありました。それも全部、八王子市に移管されて、その後、廃校になった小学校にその標本は全て段ボールに詰められて山積みになっています。例えば、牧野富太郎さんが採集した植物標本とかですね。幾つかは東京都の首都大学東京に移動したかもしれませんが、大半は。その中に貴重な標本、例えばメタセコイアの化石とかですね。

実は私は、立川の国営昭和記念公園の花みどり文化センターが開館するときに、そこに借用したいということで交渉したんですね。そのときに初めて閉館を知って、その貴重な標本類はどうなるんですかといったときに、八王子市に移管される。結果的に、八王子市は高尾599ミュージアムという形で開館したんですけども、これは博物館法の博物館相当施設じゃなくて観光施設なんですね。ですから、きれいな標本は並んでいるんですけども、全く機能していないと私は思います。

じゃあ、その貴重な標本を国に移管してほしいとお願いしたら、都から国へは法的に移管できないと言われて、下から上へ吸い上げるのは駄目だということなんですね。それで、結局、東京都から市へ下りたんですけども、市としては、その標本を持って余っていて、多

分、今、存在そのものを認識されていないと思います。ものすごく貴重な、絶滅した動植物の標本等も、今、死蔵されております。

私としては、こういうものをもう一回世の中に出してほしい。それから、定常的に東京都の自然環境の情報を収集する拠点施設をつくってほしい。これが個人的な、今日、環境審議会というところのお力を借りてそういうことができないかなというお願いをいたしました。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、竹村委員、お願いいたします。

○竹村委員 ありがとうございます。

今のお二方の指摘された具体的な行動変容というところとも関わりますが、特に2050年を視野に入れた提案としては、人間活動がもたらす負の側面と同時に、もう一章あるいは一節設けて、人間の貢献という部分をちゃんと強調いただいたほうがいいかなと思います。

例えば、銀座ミツバチの活動なんていうのは、銀座の雑居ビルといますか、そういうところでクラブのママさんなんかも参加して養蜂を始めた。そうすると、ハチたちのために花々とか植栽を増やそうということで屋上緑化が促進され、そういう活動が今度は丸の内に飛び火して、三菱地所なんかが胴元になってそれを広げていくと。実際、皇居から採蜜してきた蜜が銀座で採取されていたんですが、ビルの屋上緑化から採取した蜜なんかもだんだん採れるようになってきていると、こういう活動があったりします。

そもそも明治神宮も、ほとんどの都民が御存じだと思いますが、100年ですよ。人工的につくられた森です。地域の自然植生をちゃんと考慮した適切な混植を行えば、100年でこれだけの森。100年というのは言い過ぎで、実は50年前から相当な生物多様な森林がつけられていたと思います。

ですから、人間がポジティブに参加してやってきているんだと。NbSという意味では実践例がかなりあると思いますし、そういう形で、都民がいかに生態系サービスを楽しむかという側面だけでなく、都民がいかにNbSに貢献できるかというところを具体的な事例とともにちゃんと強調いただくことが行動変容につながるんじゃないかと思うんですね。

あるいは、東京湾の中のアクアライン、あそこに海ほたる、人工島がありますけれども、その海底工事をされたダイバーが、この方はNHKの「プロフェッショナル」にも取り上げられた、日本の代表的な工業ダイバーで渋谷さんという方ですが、私のダイビングの先生でもあるんですが、その方は継続的な経年変化を調査してきている、自分が工事した海底がど

うなっているか。そうすると、それがかなりポジティブな漁礁になって、逆に貝とか海の森の再生、あるいはそこに魚が寄りつく、そういうポジティブなエビデンスがちゃんと蓄積されたりしてきています。そのノウハウを生かして、五島列島の洋上風車みたいなところでも、自然エネルギーというのがどうしても自然破壊につながる、NbSと対立するという文脈で昨今は取り上げられがちですが、その両者を両立させるような道というのが十分あるんだというのが具体例で示されてきたりもしています。

ということで、まだメインストリーム化するまでは至っていないかもしれませんが、2050年ということを入ると、まだマイナーかもしれないけれども着実な実践、人間が貢献している例というのをしっかり出されて、そういうものを一章設けるぐらいの構えで、そういう形の行動変容に都民をナビゲートしていくというところが必要なのではないかと。

そこに、先ほどおっしゃった企業も当然入ってきます。サントリーさんなんかは、20年ぐらい、天然水といいながら、天然水ではないんですよ。森をちゃんと手入れして、しっかりいい森をつくっていかないとボトリングする水も質量ともに保てないという認識で、相当先駆的にやられているという意味では、天然水をボトリングしているだけのようなニュアンスで天然水と売るのはもったいないじゃないかと私も御提案したりもしているんですけども。

それだけ人間がポジティブに自然資本を増やす、あるいは生物多様性を増やすと。これは日本の水田、里山という形でよく言われるんですが、伝統だけではなくて、その伝統を継承して現代の実践につながっているような例もたくさんあるんですね。その辺もちゃんと強調されると、自分たちも何かできるかもしれないと都民の行動変容につながるかと思います。

ということで、自然の恵みというのは享受するだけではない、受けるだけではなく。先ほどの報告書でも、生物多様性とか生態系サービスを都民が享受するということを強調されていたんですが、享受するのと同じぐらい貢献もできる。それを増やすこともできる。自分たちで増やししながら、生物多様性の更新に参加しながらそれを享受するというインタラクティブな部分をもうちよつと強調されると、2050年に向けた提言として非常に適切なものになるかなと思いました。よろしくお願いします。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、可知委員、お願いいたします。その後、稲垣委員、小和田委員、お願いいたします。

それでは、可知委員、お願いいたします。

○可知委員 可知です。ありがとうございます。

まず、鈴木先生の、東京都として自然史博物館の整備がぜひ必要というご提案に、全面的に賛成いたします。東京都の自然史博物館がないことが、多分いろんなところで、自然環境関係を考えるときにネックになっているように思います。

例えば、東京都の自然環境の実態が把握されていないというのは、東京都として自然史博物館のような、自然の現況を調査研究するような拠点が無いというのが実は効いているだろうと思います。その中でも、例えばレッドリストのような形で、緊急避難的に今どうしても取り組まなきゃならない課題は何だというのを吸い上げるための事業というのは進められているんですけども、そのバックグラウンドになる、東京都に一体どれぐらいの動植物が生息しているのかという基本情報がよく分からないという現状だと思いますので、そこは私もアピールしたいと思います。

それから、このゼロドラフトはよくできていると思います。国家戦略とかあるいは世界の動向とかそういったところもしっかりレビューされて、うまく整合性が取れているような形で、整理されていると思います。国家戦略がまずできないと細かいところの調整は難しいだろうと思いますけれども、世界的にもCOP15の中身がこれから固まってくるので、よく分からない部分があるかと思っています。

ゼロドラフトでは、国とか世界の情報はしっかり取り込まれているんですけども、一方、東京都の市町村でも生物多様性の戦略をつくっているところは結構あると思うんですが、そういう市町村レベルでの取組にどう使われていくか、あるいは連携していくかということも視野に入れて、明示的にそういう方向性のメッセージを入れ込んではどうかなと思いました。

それから、こういう基本計画とか戦略というのは、素晴らしいものができても、それをいかに実行して何ぼというものだと思うんですけども、施策として実行する上で、既に何人かの先生方から御提案がありますように、企業との連携というのが大事だと思います。企業は、今、社会貢献というよりは経営戦略として生物多様性に取り組んでいますので。例えば、TNFDという自然関連の財務情報の開示を進めているところとか、ESG投資との関連とか、世の中の方がむしろ進んできている部分がありますので、そういったところとうまく相乗効果というか、お互い得意なところを出し合いながら進めていけたらなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは続いて、稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 稲垣です。詳細な御説明、ありがとうございます。

都市計画の分野でも、人口減少が既に日本全国で始まっている中で、コンパクトに暮らしていこうという動きが進んでいるんですが、そのときの基盤になるのがこういう生態系サービスかなと改めて思いながらお聞きしていました。

コロナ禍ということもありまして、身近な自然環境に対して価値を感じる人たちが増えてきていると思いますし、そのあたり、きちんと価値を認識しつつ、その恩恵も享受していくという方向性は今後さらに重要になっていくんじゃないかと思いました。

また、袖野委員もおっしゃられていた内容と同じなんですけれども、6ページの生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係のところ、都外と都内と分けられている箇所に違和感があります。調整サービスなどでは流域という単位で語られることが多いですし、もちろんほかのサービスでもそうなんです、その場合、東京都さんが周辺自治体と調整するということがすごく重要になってくるはずなので、そのあたりも位置づけていただけたらと思いました。

「調整・連携」に関連していうと、ゼロドラフトの中に、最後の方に確か、東京都と都民、事業者、市区町村、いろんなステークホルダーが連携していくような図があったかと思っています。ぜひ連携しながら具体的に進めていくことが望ましいと思いつつ、結構重要なのが、都庁の中での連携なんじゃないかと思っています。

例えば、土木系の施設管理者さんとう調整していくのかですとか、都市計画や、再開発をするときに緑を創出するみたいな場面では、建築との連携も大きく影響してくると思いますし、あと行動変容の話でいうと、教育の部門とつながることがとても重要だとも考えます。気候変動対策と生物多様性の対策の相乗効果を高めるため、もしくはどちらかだけを重視するとどちらかにデメリットが生じてしまうということをしてできるだけ防ぐためにも、他分野、他部局との連携、調整というものをぜひとも大きく打ち出して進めていっていただきたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、次、小和田委員、お願いしたいと思います。

全体の御発言、御審議が終わりましたら、事務局のほうからまとめて御回答いただこうと思います。

それでは、小和田委員、お願いいたします。



○小和田委員 ありがとうございます。

事務局の皆様、大変御丁寧な御説明、ありがとうございました。

私からは、3点ほど、特に論点2のところについてコメントさせていただきたいと思いません。

論点2で書かれてございました、「生物多様性の価値を認識し、都内だけではなくて地球規模の課題にも対応した行動に変える」ということは、大変重要な視点だと思っております。実際に、生物多様性だけではなくて気候変動対策のときの議論でも、我々都民が生活する上では、かなりの資源やエネルギーを都外さらには国外からも調達をしているという意味で、グローバルに支えてもらっているという観点で議論がなされていたかと思えます。

17ページの「生物多様性対策と気候変動対策の連関」ですけれども、ここに書いてあるとおり、生物多様性の取組そのものが気候変動対策にも良い方向に大きく影響を与えるという中において、一例として森林の保全はCO2の吸収、固定化にも寄与するということが上げられていると思えます。こうした場合に、都内の取組に加えて、国内外での取組、これが適切に推進されることが重要ではないかと思えますし、そこに我々都内の事業者であったり都民がいかに関わっていくかということも非常に重要な観点じゃないかと思っております。

そういった意味で、都内の取組だけではなくて都外・海外の取組もぜひ進むような施策、あるいはそれが適切に評価されるような制度が展開されることを望んでおりますというのが1点目でございます。

2点目につきましては、先ほど来、多くの先生方から企業との連携という話がございましたけれども、実態といたしまして、中小企業さんは生物多様性について何から取り組んでよいかわからない、具体的に事業としてどう展開していくのか多くの事業者が悩まれていることが見受けられます。

そうした中で、東京都に期待するところは、先進的に取り組んでいる企業の紹介でしたり、あるいは東京都自身が進めているような施策を幅広くいろいろな主体の方に周知していく、これは非常に重要な観点じゃないかと思っております。

例えば、昨年度、東京都が開設したMOCTION（モクシオン）です。これは、大消費地・東京で国産木材を有効的に活用することが森林の保全あるいは水源の涵養につながるわけですが、東京都ではこういった取組を発信する拠点を実際に開設されています。小池都知事もたしか開所式に出席されていたと思えますが、こうした施策をぜひ皆さんに幅広く周知していただきたいです。

あるいは、企業の先進的な取組、これは手前みそで大変恐縮ですけれども、我々東京ガスグループでも、「都市を森林の貯蔵庫に還す」こういったコンセプトの下に、国産木材、特に消費地近隣の森林からトレーサビリティが確保された木材で制作した家具「カーボンストックファニチャー」の販売をスタートしました。実際に、こうした木材を利用したオフィス家具を採用していただいている事例もございます。このような取組を一つ一つ紹介するのは大変だと思いますけれども、プラットフォームをつくるなど、いろいろな情報を共有できるような取組も必要ではないかと思っております。

最後、3点目ですけれども、生物多様性と気候変動対策の連関について書かれてございますが、逆側の気候変動対策が生物多様性に対して悪影響を及ぼすかもしれない、こういった事象も見られるということで、責任のある再生可能エネルギーの開発に取り組む必要があるのではないかとということで、十分に配慮した施策を展開していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 遠藤でございます。

東京都生物多様性地域戦略を大変丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。自然環境の考え方が改めてよく分かったように思います。

自然というのは、経済という言葉とよく対比概念的にこれまで使われてきておりまして、そのときには経済というのは、ただの自然をできるだけ無駄に使って利益を上げる、そのような意味合いが含まれていたように思います。

しかし、これでは行き詰まるということはみんな分かっていたわけで、御報告の中でも、気候変動との相関などがたくさん書かれておりまして、皆立ち止まってもう一度改めて考えようという状況が現在ではないかと思えます。

環境施策というのは、主に企業とか消費者とか家計とか事業者などに対して行動準則を示したり、あるいは行動制限とか補助金などで、経済的な視点から環境施策を実現していこうという切り口が多いように思いますけれども、自然環境の話の中では、もっと基本的に人そのものの意識改革というのをやっていくという考え方がいいのではないかと思います。

具体的には、教育だと思います。環境教育。学校教育だけでなく、様々なコミュニティの活性化などもあると思いますけれども、そういう中で座学だけではなくて実際の体験など

もたくさんしてもらって、それで意識を変えていく。そのことによって行動の変容が自主的に起こるといふ社会になっていったらいいと思います。できるだけ、示す行動変容の基になるものは、世界水準の環境の在り方というのを示していきたい。そして、どんな施策でも、ある程度の歯止めとか加減は必ず必要になってくるものですので、人中心の環境施策というのを実現できるようにしていったらいいのではないかと思います。

以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言御希望の委員、あるいは追加で御発言を希望の委員、ございますでしょうか。

それでは、私自身の意見を申し上げて、その間にもし御発言御希望の委員がいらっしゃいましたら、また教えていただければと思います。

私からは、3点申し上げたいと思っておりましたが、先生方の御発言にほぼ重複しているかと思えます。

1点目は、先ほど事務局からもIPBESの報告書の内容の御紹介がありましたけれども、生物多様性、生態系の保全というのは、人間の過剰な利用であったりあるいは土地利用変化であったり気候変動あるいは汚染、こうした人間活動、人間の営みによって生物多様性の減少や生態系の悪化というのが生じているとしますと、あらゆる環境政策、あるいは他の分野も含めた政策に関わるんだと思えます。

これは稲垣委員が非常に適切に御指摘いただいた点だと思いますが、1つは、都のあらゆる政策に生物多様性、生態系の保全をどう統合できるかということが非常に重要だと思います。稲垣委員がおっしゃったように、都庁内の連携ということかと思えます。例えば、都の事業、事業体の事業の中にどれだけ生物多様性、生態系の保全というのを組み込んで行えるか。都が許可をする事業、これはアセスメントの中にどういうふうに、しっかり評価の中に入れて定めるか。そして、もう一つ、これも稲垣委員がおっしゃった、教育のところはどういうふうに統合できるかというのが非常に重要だと思っております。これが1点目です。

それから、2つ目が、教育については多くの委員が御指摘になったと思えます。ですので、これは繰り返しますが、今回、事務局につくっていただいた資料、大変充実していると思っております、これは戦略を他方につくってくださっていることの蓄積だと思いますけれども。行動変容や認識の変化を起こしていくのに、生物多様性、生態系サービスの我々にとっての価値ですとか、生物多様性、生態系と気候変動や資源循環、こうした問題ごとの

相互連関性、あるいは都外の生物多様性、生態系への影響、これは特に消費を媒介していると思いますけれども、こうした知見が自然を体験するということと同時に初等あるいは中等教育の中にしっかり盛り込まれていくということが重要ではないかと思っております。これは論点2に関わる点だと思えます。

最後は、3点目ですけれども、これは有村委員、鈴木委員がおっしゃった点にもつながる、あるいは場合によっては袖野委員がおっしゃった進捗管理にもつながるんですけれども、東京という街が自然豊かな生態系を持つ都市で、しかもその質といいましょうか、水準が上がっている、維持され向上しているということをいかに科学的に評価できるかという課題を取り組んでいただいてもいいんじゃないかなと思います。いわゆる自然資本の勘定問題だと思います。

これは全体として都内で、あるいは都につながる周辺も含むかもしれませんが、生態系の保全、生物多様性の基盤がいかに充実、促進されているかということを示していく手法、あるいはそうしたデータというものを検討いただくのが、この分野の中長期的な進捗管理と前進を図っていく上で重要じゃないかなと思っております。

それでは、他に委員から追加で御発言の御希望がございましたら教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

もしございませんでしたら、事務局のほうにお返しいたします。具体的な御質問というのはなかったと思いますけれども、例えば都内、都外の仕切りなど、事務局がお作りになった資料についての御質問、御意見もあつたと思いますので、もし今の時点でお答えいただけるのであれば事務局からお願いしたいと思えます。

○青山緑施策推進担当課長 自然環境部の青山でございます。いろいろ御意見、御質問いただき、ありがとうございます。

今、画面共有で御覧いただいている、分けがこれだと違和感があるということで、袖野委員と稲垣委員から御指摘をいただきました。

確かに、御指摘のとおり、流域ということではいいますと、都外のほうも当然含まれるということになりまして、なかなか単純にかちっと整理できるものではないと私どもも認識しております。ただ一方で、戦略を考えたときにある程度の整理が必要だと考えておりまして、今、図でお示ししているような整理の上で、先ほどゼロドラフトの中でも御説明いたしましたが、そういった戦略の中での整理ということで今検討を進めさせていただいているということでございます。

あと、人材不足につきまして、先ほど有村委員、高村先生からもお話がございました。

教育の仕組みについては、今後、具体的な施策をどうするかということで、引き続き検討することを考えさせていただきたいなと思ってございます。

あと、何人かの委員から、戦略を進めるに当たっては、いろんな主体、企業もそうですし、地域のコミュニティもそうですし、いろんな方々と連携して取り組む必要があるということは、後ほどゼロドラフトをお読みいただければ記載しているんですが、私ども、連携して進めないと行政だけでは進めないと考えてございます。

そこにつきましては、一番最後のページになりますけれども、いろんな関係者の図が書いてございますが、各主体が今後どのように連携していく必要があるかということも含めて、具体の連携策も引き続き検討を進めたいと思ってございます。特に、区市町村についても御意見を頂戴したかと思えます。区市町村も、地域戦略を策定しているところとしていないところもございまして、地域戦略をつくっていなくても具体的な施策、事業として進めている自治体もございまして、そういったところと密に連携しながら、今後いろんな施策については考えていきたいなと考えてございます。

あとは、袖野委員から、戦略はいいんだけど、どのように具体的に施策を進めているのかといった御意見を頂戴してございます。

先ほど御覧いただいたゼロドラフトの中では、柱立てだけをお示ししているところでございまして、今ちょうど自然環境保全審議会の中でも、そこに具体的に盛り込む施策の方向性についての御議論をどんどん進めていただいているところでございます。そうしたものをもっと具体化する形で、答申をいただいた後、アクションプランではないですけども、具体的な事業をどう取りまとめていくかということも含めて引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○千田計画課長 自然環境部計画課長、千田でございます。

委員の皆様、たくさんの御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

私からも、幾つか説明させていただければと存じます。

まず、1点目ですけれども、普及啓発という視点、竹村先生はじめ多くの先生から御意見をいただいたかと思えます。

我々も、行動変容に向けて普及啓発は非常に重要だと考えております。

竹村先生におかれましては、具体的に事例を挙げていただいて、人間の正の側面にスポッ

トを当てるといふ御指摘をいただきました。我々、今まではそういった視点が欠けていたので、こういった面にも配慮しながら、何か素材を集めていければと思っております。

あと、サントリーも天然水を採取するために森の手入れをしているということもおっしゃられていて、企業との連携ということもあるのかなと思っております。東京都も、現在、高尾でセブン-イレブン記念財団と連携いたしまして高尾の森自然学校を展開して、子供から大人まで自然に親しむ機会を提供しております。こういった取組をさらに今後進めていきたいなと感じたところでございます。

また、小和田委員におかれては、生物多様性保全に向けて積極的な企業が評価される取組が必要ではないかという御指摘もいただきましたので、今後、地域戦略を改定していく中でもそのような視点で検討を進めていければなと思いました。

また、鈴木先生と可知先生に日頃からいろいろと御指導いただいているところで、自然環境情報の点につきましても御指摘いただきましたので、こういった点も、今後、自然環境保全審議会のほうでしっかり議論してまいりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○三浦環境政策課長 最後に、私から少し御説明させていただきたいと思ひます。

可知先生からもお話があったと思うのですけれども、今、世界全体でCOPもこれから開かれようというところ、あるいは国の国家戦略も2022年秋ぐらいに出るところで、細かいところ、最後の調整も含めて、東京都の生物多様性地域戦略も恐らくそれを待つてということで改定ということになっていこうかと思ひます。

一方で、東京都の環境基本計画は、恐らくそれより前に御答申をいただくという形になってこようかと思っておりますので、そうしますと、先ほど御意見があった具体策のようなお話、今まさに自然環境保全審議会で議論を進めているところでございますけれども、そこが完全に出来上がったところで基本計画に入れ込むというところがスケジュール的にもなかなか難しい状況でございますので、その辺は、大きな方向性とかそういうところをきちんと基本計画のほうには位置づけつつ、具体的な具体策とかそういうところの一部は、ある程度、自然審で議論している地域戦略のほうに委ねるという形もまとめ方としては出てこようかと思ひますので、その辺は御了承いただきながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

今、事務局からお答えいただきましたけれども、基本的にはいただいた意見を反映する方向で検討いただくということかと思いますが、委員の先生方から追加で御発言御希望はございますでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 駄目押しなんですけれども、八王子市に今、死蔵されている標本の評価というんですか、これは世界的なものなんですけれども、その価値を知らないまま、このまま消えていくという、行政の板挟みに遭っているんですね。東京都は、もう東京都マターじゃなくなっている。八王子市は、八王子市が持っているけれども、一部、観光施設に展示しているので役割を果たしたと思っているんですね。ところが、貴重な宝がそのまま、適切な管理をされないまま死蔵されているという状況は、多分、あまり危機として認識されていないんだと思うんですよ。そうすると、このまま幾ら時間がたっても何も解決しない。つまり、何にも動き出さないんですね。

さっき、他の先生方から、企業のいろんな力をとったことで思ったんですけれども、例えば企業のファンドとかそういうものを活用して、そういうものを浮かび上がらせるというか、価値を再評価するというか、そういう動きでもちょっと出れば何か変わるかもしれないんですけれども、何にも今きっかけがないので、そのことに非常に矛盾を感じているんですね。戦前からずっと営々として集めてきた資料をここで本当に放棄しちゃっているのかどうかという、東京都マターでも八王子マターでもなくなっているというのがあるという、そういう認識をもう一回評価していただいて、今の現状を調べるぐらいまではしていただきたいと思うんです。

私は資料のリストを持っているんですけれども、これは公表してくれると言われていたんですね。つまり、持っていること自体を外に出せない。そういうことが本当にあっているのかどうか。ちょっときつい言い方ですけども、実態、今どうなっているのか、その辺の調査まではしていただけないかというお願いです。

以上です。

○高村部会長 他に委員から追加で御発言はございますでしょうか。

ありがとうございます。

今の鈴木先生の御発言について、事務局から今の時点で何かお答えはございますか。

○千田計画課長 自然環境部計画課長、千田でございます。

鈴木先生、御意見ありがとうございます。

八王子の標本に関しましては、また追って意見交換させていただければと存じますので、引き続きよろしく願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

まず、本日も大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。全体を通じて自然保護分野の御意見をいただきましたけれども、事務局のところで地域戦略そして環境基本計画のほうに反映していただきたいと思っております。

それでは、もし御発言の希望がないようでしたらですけれども、以上で本日の議事は終了としたいと思います。

それでは、事務局にマイクをお渡ししたいと思います。

○三浦環境政策課長 長時間にわたる御審議、どうもありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールについて、資料6で御説明をいたします。

今、画面に映しておりますけれども、本日2月2日、自然環境について議論をしていただいたところでございます。この後、来月にも企画政策部会を開催いたしまして、その他の分野に係る議論をさせていただきたいと思っております。詳細は改めて御連絡いたしますので、何とぞお願いいたします。

それでは、これをもちまして第47回「企画政策部会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(午前11時57分閉会)